

2025 年度  
奨学生募集要領

一般財団法人 笹川薬局記念財団

## 目 次

第1章 募集概要

第2章 応募資格

第3章 選考要領

第4章 応募にあたっての留意点

【参考】参考とする家計基準

## 第1章 募集概要

### 1. 募集対象及び募集期間

対象：医歯学系・薬学系（6年制）大学在籍中の5年次または6年次の学生、看護系他（4年制）大学在籍中の3年次又は4年次の学生

募集期間：2025年4月1日～4月30日（当日消印有効）

### 2. 必要な提出書類及び問い合わせ

応募に当たっては、下記に示す書類を郵送により提出してください。なお、申請時に提出された書類の返却はいたしません。

#### （1）提出書類

応募時に必要な提出書類は、以下の通りです。

① 奨学金申請書／申請理由書（財団指定書式）

② 大学の推薦状（財団指定書式）

※学長又は学部長の押印のあるもの

③ 小論文（財団指定書式）

テーマ：『奨学金を活用して、大学で何を学び、医療人としてどう社会貢献をしたいか』

④ 成績証明書（大学の書式）

⑤ 家庭状況調査書（財団指定書式）

⑥ 家庭状況調査書に記入した家族の所得を証明する資料  
（源泉徴収票、所得証明書等）

⑦ 身元保証書（財団指定書式）

※財団指定書式は、当財団ホームページ（URL：<https://sasakawa-ph-mem-fd.jp>）から入手できます。

※大学の担当部署を通して、各書類の原本を送付するとともに、①～⑤及び⑦については、PDF化したファイル（または鮮明な写真のファイル）を送信してください。

#### （2）提出先

〒560-0082

大阪府豊中市新千里東町1丁目4番2号 千里ライフサイエンスセンタービル14階  
笹川薬局 LC 事務所内

一般財団法人 笹川薬局記念財団 本部事務局

TEL：06-6834-7707

E-mail：office@sasakawa-ph-mem-fd.jp

### 3. 奨学金額及び採択予定件数

採択予定件数	支給月額	支給期間
最大 4 件	5 万円	2025 年 4 月から 1 年間または 2 年間 (卒業までの最短修学期間)

## 第 2 章 応募資格

以下のいずれにも該当し、大学からの推薦がある者としてします。年齢は問いません。

- ア. 医歯学系・薬学系（6 年制）大学在籍中の 5 年次または 6 年次の学生、あるいは看護系他（4 年制）大学在籍中の 3 年次または 4 年次の学生で、最終学年（6 年または 4 年）次に医療系国家資格試験を受験する意思のある者
- イ. 学力優秀ながら経済的理由により経済的支援が必要と認められる者  
一家計基準は、日本学生支援機構の基準を参考とする
- ウ. 大学から奨学生にふさわしいと推薦があった者
- エ. 他の給付型奨学金を受給していない者（ただし、特別な事情がある場合はこの限りではありません）

## 第 3 章 選考要領

### 1. 選考スケジュール

項目	日程	概要
(1) 応募受付	2025 年 4 月 1 日 ～4 月 30 日	当財団へ指定する応募書類を提出
(2) 選考	2025 年 5 月 1 日 ～6 月 22 日	当財団の理事会で、学業成績、経済的な状況、小論文等を基に総合的に選考（要件審査、書類選考、面接（原則、リモート））
(3) 採否通知	2025 年 6 月 23 日 ～6 月 30 日	当財団から採否を応募者に書面で通知
(4) 採用者手続き	2025 年 7 月 1 日 ～7 月 15 日	指定書類（同意書、振込先届出書等）を当財団に提出
(5) 奨学金支給	2025 年 7 月 16 日～	7 月 25 日までに 4 月～7 月分の奨学金を支給 以降は、毎月 15 日までに当月分の奨学金を支給

## 2. 選考方法

当財団の理事会で、学業成績、経済的な状況、小論文等を基に総合的に選考を行います。

選考の流れ	選考内容
① 要件審査	提出された申請書類について、応募の要件（申請者の応募資格、必要書類の有無等）を満たしているかについて審査します。応募の要件を満たしていないものは、以降の選考の対象から除外されます。ただし、家計状況の急変等、特別な理由がある場合は、この限りではありません。
② 書類（小論文）選考	申請書類を基に、理事会にて評価します。在学中の専攻内容や将来の希望進路等を踏まえ、奨学金を活用してどのように社会貢献できる人材となっていきたいか、なぜその進路を希望しているのか、その希望進路に向けて過去或いは現在どのように取り組んでいるか等を確認します。
③ 面接	①、②の選考過程を通過した候補者に対し、面接（原則、リモート）を実施します。
④ 支給対象者決定	①～③の結果を踏まえ、理事会で奨学金支給対象者を決定します。

## 第4章 応募にあたっての留意点

### （1）奨学金の不正な使用等に関する措置

故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

### （2）当財団の安全に対する責任

当事業の実施期間中に生じた傷害や疾病等を含むあらゆる事故等について、当財団は一切責任を負いません。

### （3）応募情報及び個人情報の取扱い

申請書類等の提出物及び応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。ただし、法令などにより提供を求められた場合を除きます。

- ・奨学生の採用審査及び審査に係る事務連絡、通知等に利用します。
- ・審査後、奨学生に採用された方については、引き続き、事務連絡等に利用します。
- ・当財団が実施する事業や催しについての募集・案内等の連絡に利用することがあります。

【参考】参考とする家計基準（第2章応募資格のイ関連）

日本学生支援機構が定める[第二種奨学金の収入上限額](#)及び同機構が提供する[シミュレーター](#)による計算結果を参考とします。

給与所得者は収入金額(控除前)、給与所得以外の所得がある場合は収入金額から必要経費を差し引いた金額(所得金額)です。

(単位：万円)

世帯人数	主たる生計維持者が 給与所得者世帯 (年間の収入金額)	主たる生計維持者が 給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)
2人	1,180	905
3人	1,127	891
4人	1,309	937
5人	1,387	1,003